

100周年記念基金学術振興助成規程細目

(総 則)

第1条 本規程細目は、創立100周年記念事業の学術振興基金を原資とする学術振興活動への助成に係わる事項を定めるものである。

(表彰、助成対象ならびに運用費)

第2条 次の学術振興活動に対して費用の助成を行なう。

本助成に係わる運用費は基金の利子および配当金によるものとし、毎年の配分は下記に準じて行なう。なお、繰越金も含めた利子収入を超える費用の助成は行わない。

会計理事は、翌年の運用限度額を別に定める「会計規程細目」にもとづき、運用年の前年12月までに決定する。

大会ならびに研究会における優秀論文発表の表彰

年約120万円

表彰状と副賞(メダル)

賞A…80件

賞B…全国大会40件

支部大会80件：全国大会での賞Bと発表総論文数の比と同じ比率とする。

運用年内の部門大会、研究会、全国大会ならびに支部大会における若手発表者(35才程度以下の人)による論文を対象とする。

賞A：部門大会、研究会の論文を対象

賞B：全国大会、支部大会の論文を対象

なお表彰件数の計算方式は別添の(参考)による。

(審 査)

第3条 学術振興のための審査基準、審査機関および決定時期等は付1により行う。

(付則)

1. 平成3年3月26日、理事会において承認制定
2. 平成3年5月24日、施行
3. 平成5年7月13日、調査会議において一部改正
4. 平成9年10月1日、理事会において一部改正
5. 平成12年4月7日、調査会議において一部改正
6. 平成12年12月13日、理事会において一部改正
7. 平成19年4月25日、理事会におけるE準部門部門昇格決定に伴う語句修正
8. 平成22年2月5日、研究経営会議において一部改正
9. 平成28年2月4日、研究調査会議において一部改正
10. 平成30年10月26日、研究調査会議において一部改正
11. 平成31年2月5日、研究調査会議において一部改正
12. 令和2年2月4日、研究調査会議において一部改正

13. 令和4年2月4日，研究調査会議において一部改正

付 1. 学術振興基金運用

	大会ならびに研究会における優秀論文発表の表彰
審査機関	賞A：部門大会は大会委員会，研究会は各部門研究調査運営委員会 賞B：全国大会は大会委員会，支部大会は支部役員会
審査基準	・若手技術者にふさわしい優秀な論文 <審査基準における申し合わせ> 座長より提出された審議結果において複数名の受賞候補者の得点が同点となってしまう等，規程の割当て定数をオーバーしてしまう場合，グループ主査，技術委員長あるいは支部長の判断・裁量で規程の割当て定数に収める。
決定時期	・学会本部から審査機関へ推薦を要請する ・審査機関は当年表彰者の一覧を翌年2月1日までに事務局へ提出し，事務局は研究調査会議へ報告する
備考	・同一年の重複受賞は認めるが2年にわたり連続して表彰されない。 ・審査機関は当年配分数の範囲内で表彰数を決定する。

(参 考)

優秀論文発表賞表彰件数の計算方式

N年の表彰件数は、原則として、賞Aの総数80件、賞Bの総数120件（全国大会40件、支部大会80件）として、過去3年（N-3, N-2, N-1）の発表件数にもとづき、次の算式により算定する。

○賞Aについて

- ・ N年の当該部門大会・研究会の賞Aの数

$$=[\text{当該部門大会・研究会の過去3年間の発表件数} / \text{全部門大会・研究会の過去3年間の発表件数}] \times 80$$

○賞Bについて

- ・ 全国大会の賞Bの数=40（固定）

- ・ N年の当該支部大会の賞Bの数

$$=[\text{当該支部大会の過去3年間の発表件数} / \text{全支部大会の過去3年間の発表総件}] \times 80$$